

報告第18号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年8月24日提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

専決処分書

専決第2号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、次の事件を専決処分する。

平成30年8月10日専決

亀山市長 櫻井 義之

庁用車両による人身事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

1 事故原因及び状況

平成30年5月17日午後0時15分頃、亀山市亀田町地内において、市道亀田21号線から亀山停車場石水溪線へ出ようとした際、相手方の運転する自転車の進路を妨害する形となり当該自転車と接触し、相手方が転倒した。

2 相手方住所及び氏名

██

████████████████

3 損害賠償の額

32,621円